



## 患者団体との協働に関する指針

MSD 株式会社

MSD 株式会社のパーカスは「最先端のサイエンスを駆使して、世界中の人々の命を救い、生活を改善する」です。これを実践するためには、創薬段階から市販後における医薬品の適正使用推進や安全対策に至るまで、医薬品と患者さんが関わるあらゆる場面において、患者さんやそのご家族のニーズや悩みを理解して対応することが必要です。また、近年では、患者団体との積極的かつ継続的な協働の機会も増えてきています。

こうしたなか、当社は、患者団体とのあらゆる協働において、高い倫理観を持って誠実に行動し、患者団体の独立性を尊重するとともに、患者団体との協働の目的と内容について十分に相互理解をするために、「患者団体との協働に関する指針」を下記の通り定め、当社における行動指針とします。

### 記

#### 1. 相互理解

当社は、患者団体との協働を、それぞれの見解や判断を尊重した相互理解のもとに行います。

#### 2. 信頼関係の構築

当社は、患者団体と対等な関係で信頼関係を構築し、共通の目的の実現に向けてそれぞれの役割を果たします。

#### 3. 患者団体の独立性の尊重

当社は、患者団体の活動方針や運営に関して主体性と独立性を尊重します。

#### 4. 透明性の確保

当社は、患者団体に提供している金銭的支援等について「企業活動と患者団体の関係の透明性ガイドライン」に則り適正な情報公開を行います。

#### 5. 書面による合意

当社は、患者団体との協働における活動項目や資金提供等について、実施前に目的・内容等について書面等による契約または合意を取り交わし、記録に残します。

#### 6. 適正な情報提供

当社は、患者団体に対し、関連法規等に則り情報を提供します。

## 7. 製品の広告・宣伝の禁止

当社は、患者団体に対し、医療用医薬品の広告・宣伝を行いません。

## 8. 影響力行使の禁止

当社は、患者団体に対し、企業の利益のために患者団体が作成する資料・出版物・ウェブサイト・SNS の内容、発言等に影響力を行使することは行いません。

## 9. 資金源の多様性の推奨

当社は、単独の資金提供者となることを条件とする支援は行いません。患者団体が活動のための資金を複数の提供元から調達することを推奨します。

## 10. 適正な支援

当社は、患者団体に対する支援にあたって、適切な水準・範囲に限ります。患者団体の行う会合等については、その目的に対して相応しいものであることを確認した上で適正に支援します。

## 11. 個人情報の管理・保護

当社は、患者団体との協働において、患者および患者支援者のプライバシーを尊重し、個人情報保護法等の関連法令を遵守し、協働活動を通じて知り得た個人情報を適正に管理・保護します。

以上

## 参考情報

- 1) 日本製薬工業協会「患者団体との協働に関するガイドライン」最終改定：2022.5.25. (URL：  
[https://www.jpma.or.jp/basis/patient\\_tomeisei/aboutguide/kyodo.html](https://www.jpma.or.jp/basis/patient_tomeisei/aboutguide/kyodo.html))

## 付則

1. 本指針の改廃は、法務・コンプライアンス部門統括に相談の上、メディカルアフェアーズ部門統括が決定する。
2. 制定日 第1版 2013年3月4日  
第2版 2015年3月1日  
第3版 2017年4月1日  
第4版 2022年9月1日  
第5版 2025年9月5日